

あなたの家は大丈夫？ 住宅用火災警報器



住宅用火災警報器は、平成23年6月1日からすべての住宅に設置が義務化となりました。設置された住宅用火災警報器の中には8年以上を経過している物もあります。住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。家族の安全・安心のためにもいざというときには住宅用火災警報器がきちんと働くよう、日頃から作動確認とお手入れをしておきましょう。

◆「電池切れに注意！」定期的に作動確認をしましょう。

電池が切れると作動しなくなります。

定期的に点検ボタンを押すなどして作動確認を行いましょう。

◆「定期的」にお手入れをしましょう。

住宅用火災警報機は誤作動を起こすことがあります。

原因としてホコリ、殺虫剤、虫などがあります。

お掃除の方法は機種によって違いますので取扱説明書をご確認ください。



◆「警報音」が鳴った時は・・・

火災を感知した時以外にも警報音が鳴ることがあります。電池が切れそうになった時や故障のときなどです。機種によっては光で知らせてくれる物もあります。警報音が鳴った時の対処方法は警報音停止ボタンを数秒押しと止まりますが、あまり長く押し続けると機能が停止してしまうことがありますのでご注意ください。詳しくは取扱説明書やメーカーホームページでご確認いただき、あらかじめ停止方法を知っておくとよいでしょう。また警報音が鳴ったときはまず周囲を確認して火災かどうかを確認しましょう。

◆その他

調理の煙などで警報音が鳴ってしまったときも、停止ボタンを押せば止まりますが部屋に煙が残っていると数分後にまた、警報音が鳴ってしまいます。止まっている間に部屋の換気をしましょう。まれに警報器の中に煙が残っていることで鳴ってしまうこともありますので、うちわなどであおぎ中の煙を出す必要な場合もあります。

～お願い～

平成26年中における可茂消防管内の住宅用火災警報器の設置状況調査によると、その設置率は82%でした。家族の命を守るためにもまだ未設置の住宅がありましたらお早目に設置して頂くようお願いいたします。



住宅用火災警報器の説明・設置する場所などは可茂消防ホームページ「情報」の“住宅用火災警報器について”をご覧ください。また、住宅用火災警報器によって、未然に防げた奏功事例などは「リンク集」の総務省消防庁の「住宅防火関係」からご確認ください。